

令和8年4月27日

令和8年度第1回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和8年4月27日（月）

午後1時30分開会～午後4時閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について

報 告 6 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

議案第5号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和7年度地区座談会の開催状況について

協議（1） 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

2) 企画

協議（1） 令和8年度一日女性農業委員会の開催について

3) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和7年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和8年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席農業委員(24名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 5 番 白 川 知 則 委員 | 6 番 高 橋 順 子 委員 |
| 7 番 佐々木 ひろ子 委員 | 8 番 櫻 井 正 幸 委員 |
| 9 番 齋 藤 真理子 委員 | 10 番 菅 原 清 一 委員 |
| 11 番 佐々木 正 彦 委員 | 13 番 高 橋 英理子 委員 |
| 14 番 只 埜 和 臣 委員 | 15 番 鈴 木 至 委員 |
| 16 番 佐 藤 裕 之 委員 | 18 番 佐々木 俊 通 委員 |
| 19 番 佐々木 大 委員 | 20 番 中 森 昭 悦 委員 |
| 21 番 中 鉢 守 委員 | 22 番 菅 原 まり子 委員 |
| 23 番 今 野 久 男 委員 | 24 番 中 條 泰 洋 委員 |
| 25 番 熊 谷 安 正 委員 | 26 番 佐々木 政 直 委員 |

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 16 番 今 野 浩 委員 | 21 番 高 橋 信 宏 委員 |
|---------------|-----------------|

7. 欠席委員(2名)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 12 番 下 山 信 行 委員 | 17 番 佐 藤 伸 幸 委員 |
|-----------------|-----------------|

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

- | | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 早 坂 浩 治 | 事務局次長 | 三 浦 伸 一 |
| 事務局長補佐 | 星 充 浩 | 主幹兼係長 | 伊 藤 吉 基 |
| 主幹兼係長 | 石 垣 佳 子 | 主査 | 岡 田 隼 弓 |
| 主査 | 門 脇 啓 太 | 主査 | 都 築 さとみ |
| 主査 | 千 葉 浩 汰 | 再任主査 | 相 澤 勝 博 |
| 主査 | 加 藤 邦 彦 | 主事 | 佐 野 敏 光 |
| 主査 | 及 川 隆 司 | | |

午後1時30分開会

事務局(星充浩事務局長補佐)

ただいまから、令和8年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶申し上げます。
会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（星充浩事務局長補佐）

次に、本日ご来賓としてご臨席いただいております大崎市長伊藤康志様より、ご祝辞を頂戴したいと存じます。本日は、市長代理として吉田祐幸副市長様に出席していただいております。それではよろしく願いいたします。

市長（吉田祐幸副市長）

〔祝辞〕

事務局（星充浩事務局長補佐）

誠にありがとうございました。なお、吉田副市長におかれましては、このあと、別の公務がございますので、ここで退席となります。吉田副市長、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

〔吉田祐幸副市長 退席〕

事務局（星充浩事務局長補佐）

次に、次第の3議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、12番下山信行委員、17番佐藤伸幸委員であります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和8年度第1回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付けで職員の人事異動がございましたが、新たに農業委員会事務局長については私から紹介し、その他の職員については、三浦次長から紹介いたします。

議長（佐々木政直会長）

このたび、教育部から着任しました、早坂浩治事務局長でございます。

事務局長（早坂浩治事務局長）

[挨拶]

議長（佐々木政直会長）

よろしくお願いいたします。それでは、その他の職員の紹介について、三浦次長からお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

[職員異動について紹介]

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の5議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番佐々木大委員、20番中森昭悦委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦伸一事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（伊藤主幹兼係長）

[報告1～6の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から6の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」番号12の1か件は、議案第3号番号15と関連することから、この1か件を議案第3号とあわせ

て審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1から11、13～30までの29件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（伊藤主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第1号番号8の1件については、■番委員が関係する案件でございます。この1件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号8の1件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室・着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■委員 退室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第1号番号8の1件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第1号番号8の1件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号8の1件について許可と決定いたします。2番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第1号番号1から7、9から11、13から30までの28件について、質疑を賜ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案

第1号番号1から7, 9から11, 13から30までの28件について, 了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め, 議案第1号番号1から7, 9から11, 13から30までの28件について, 許可と決定いたします。次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号1と2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（伊藤主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで, 現地調査員の報告に入ります。農地委員長, よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

4月24日金曜日午前9時より, 農業委員15番委員, 20番委員, 22番, 推進委員12番, 16番, 21番の6名と事務局2名で現地調査いたしましたので報告いたします。番号1の報告を15番委員お願ひします。

15番（鈴木至委員）

番号1を報告いたします。転用目的は, 駐車場33台分としての利用です。申請地周辺の状況は, 住宅に囲まれた一角で, 申請地の管理状況は除草管理されておりました。農地区分は, 都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地への影響は, 雨水は側溝に流す計画で, 影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号2の報告を16番推進委員お願ひします。

16番（今野浩推進委員）

番号2を報告いたします。転用目的は, 物置及び下屋, 通路及び庭としての利用です。申請地周辺の状況は, 住宅や山林, 畑に囲まれた一角となっております。申請地の管理状況としましては, 既にアスファルトが敷かれ, 物置として使われた建物があり, 転用事由にあった状態でした。農地区分としましては, 第1種農

地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当いたします。周辺農地への影響は、雨水は土側溝に流され、影響はないと判断されます。

なお、現地を調査したところ、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第2号番号1、2について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号2についてお伺いします。今報告で既にアスファルト舗装されていたという報告がありましたが、それに至る経緯を教えていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

経緯についてなんですが、まず申請人の祖父が大正時代にですね、居宅とともに物置を設置をしました。その後、申請人の父に相続され、その後申請人に相続されて今回居宅のリホームに伴い、農地法の許可が必要であることが判明したというように伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

はい、ありがとうございます。申請人の祖父がやられたということで、一応確認なんですけどお亡くなりになられてるということでよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

亡くなっております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

であれば，申請人から顛末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか番号 2 について質疑ございませんか。なければ 18 番の意見でご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

番号 1 についてお伺いします。転用理由が駐車場 33 台ですが，どうして 33 台必要なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

必要な理由につきましては大崎市民病院より，建物の増築に伴いまして職員の駐車場が不足しているというようなお話がありました。それに伴いまして土地を駐車場として賃貸して欲しい旨を強く要望されたというようなことで，駐車場として申請されたわけなんですけども，結局，職員が多く止められるようにということで，今回の申請地の最大限ということで 33 台に及んだものと，こちらの方では解釈しております。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 2 号番号 1 の 1 案件については，許可相当と認め県に進達してよろしいでしょうか。また，無断転用である議案第 2 号番号 2 の 1 案件については申請人から会長および県知事宛てに，顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよ

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第2号番号1の1か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第2号番号2の1か件については、申請人から会長および県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号1から16までの16か件と番号15の1か件と関連する議案第1号番号12の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（伊藤主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしく願いいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦農地委員長）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について現地調査の報告をいたします。番号1を21番推進委員お願いします。

21番（高橋信宏推進委員）

番号1を報告いたします。転用目的は、現場事務所1棟、倉庫2棟、トイレ1棟と駐車場10台分を設置するために一時転用するものです。申請地周辺の状況は、山林と田畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されている状態でした。農地区分は、農振農用地ですが、1年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。給排水は生じない計画となっており、周辺農地に対する影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号2と3について15番委員お願いします。

15番（鈴木至委員）

番号2を報告いたします。転用目的は、居宅用専用道路になります。申請地周辺

の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は良好でした。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号3を報告いたします。転用目的は、駐車場20台分、転回スペースとしての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は除草管理が良好でございました。農地区分といたしましては、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水は自然浸透により対応でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号4を21番推進委員お願いします。

21番（高橋信宏推進委員）

番号4を報告いたします。転用目的は、建築条件付宅地分譲7区画の造成です。申請地周辺の状況は、住宅と工場に囲まれた一角で、申請地の管理状況は背丈ほどの雑草が繁茂していた状況です。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は集水柵を設置し、道路側溝に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号5と6について15番委員お願いします。

15番（鈴木至委員）

番号5と6について報告いたします。転用目的は、宅地分譲5区画の造成、位置指定道路としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、稲刈りの跡がございました。農地区分といたしましては、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水は自然浸透で対応でき、また、それ以外のは新設の側溝で対応でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号7を21番推進委員お願いします。

21番（高橋信宏推進委員）

番号7を報告いたします。転用目的は、社殿及び境内地、駐車場10台分、参道及び作業用道路としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されている状況です。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は新設する側溝で流す計画で、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号8を20番委員お願いします。

20番（中森昭悦委員）

番号8を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル110枚を設置するものです。申請地周辺の状況としましては、山林と太陽光パネルに囲まれた一角で、申請地の管理状況としましては除草管理されておりました。農地区分としまして、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により、対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦農地委員長）

番号9から11を22番委員お願いします。

22番（菅原まり子委員）

番号9を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル128枚を設置するものです。申請地周辺の状況は住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は除草管理されて良好でした。農地区分は、おおむね300m以内に鉄道の駅の施設が存在する第3種農地になります。給排水は生じない計画となっており、周辺農地に対する影響はないと判断されます。

次に、番号10を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル140枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理されて良好でした。農地区分は、おおむね300m以内に鉄道の駅の施設が存在する第3種農地になります。給排水は生じない計画となっており、周辺農地に対する影響はないものと判断されます。

続きまして、番号11を報告いたします。転用目的は、資材搬入路としての利用です。申請地の周辺の状況は、住宅畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされて良好でした。農地区分は、おおむね300m以内に鉄道の駅

の施設が存在する第3種農地になります。給排水は生じない計画となっており、周辺農地に対する影響はないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 12 を 15 番委員お願いします。

15 番（鈴木至委員）

番号 12 を報告いたします。転用目的は、居宅、車庫 2 台分、来客用駐車場としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、位置図にあるような建物等はありませんでしたが、既に砂利が敷かれて利用されている状況でございました。農地区分といたしましては、おおむね 500m 以内に市役所等の施設が存在する第 2 種農地になります。雨水は側溝に流し、汚水は公共下水道に流す計画で、周辺農地に対する影響はないと判断されます。最後になりますが、現地を確認したところ、無断転用と思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 13 と 14 について 16 番推進委員お願いします。

16 番（今野浩推進委員）

番号 13 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 3 台分、門道、庭等としての利用です。申請地周辺の状況としましては、住宅に囲まれた一角で、申請地の管理状況ですがきちんと除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第 3 種農地になります。土側溝があり、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号 14 を報告いたします。転用目的は、門道としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅に囲まれたところで、申請地の管理状況は、アスファルトで舗装されている状態でした。農地区分は 10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地になります。側溝があり、周辺への影響はないものと判断されます。最後になりますが、現地を確認したところ、無断転用と思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 15 番を 20 番委員お願いいたします。

20 番（中森昭悦委員）

番号 15 を報告いたします。転用目的は、既存の営農型太陽光パネルを更新するための一時転用とするものです。申請地の周辺の状況としましては、山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況としましては牧草が栽培管理されておりました。農地区分としましては農振農用地ですが、3年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。旧給排水は生じない計画となっており、周辺農地に対する影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

番号 16 を 15 番委員お願いします。

15 番（鈴木至委員）

番号 16 を報告いたします。転用目的は、太陽光パネル 180 枚を設置するものです。申請地周辺の状況といたしましては、住宅、畑、太陽光パネルに囲まれた一角で、申請地の管理状況といたしましては、除草され、管理が良好でございました。農地区分といたしましては、10ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦農地委員長）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 3 号番号 1 から 16 までの 16 案件と番号 15 の 1 案件と関連する議案第 1 号番号 12 の 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。8 番委員。

8 番（櫻井正幸委員）

番号 12 についてお伺いします。調査委員の方から無断転用じゃないかという御指摘がありましたが経緯の方を教えて欲しいです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

番号 12 ですが、譲渡人が本件農地を旦那さんから相続後、草刈りをして管理をしていたというような状況です。そして、10 年前に近隣で水道工事を行う業者さんに車両用駐車場として貸して欲しいということで貸したそうです。その際

に、入口付近に砂利を敷いていただいたということです。工事終了後は砂利を敷いたまま工事を終えてしまいました。その後、別の業者にも本件農地を貸し、その際入口付近に補修が必要になったということで入口付近に砂利を敷いたというような状況です。今回、譲渡人の娘夫婦が本件土地に居宅を建設することになりまして、農地法における禁止事項に抵触することがここで初めてわかったというような状況です。以上です。

議長（佐々木政直会長）

8番委員，よろしいでしょうか。

8番（櫻井正幸委員）

この場所は一応、農地パトロールでも、この位置図のように建物を建てた時期もあったので、譲渡人の方には、建物を壊してくれということで、壊してもらったんですけども、砂利の方までは見ておりません。地元委員の方で見ていなかったものですから、今回、もう一度、先週に譲渡人の方に会いに行って、これでは無断転用になりますよって話はしてきましたので、今回は始末書の方で、譲渡人の方からいただいたらどうでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの番号12に関連して皆さんの方からご意見ございますか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

譲渡人が以前、2回程貸してるということですが、そのとき一時転用の許可は取ってなかったという感じですか。それで取らずに無断で貸したという形なんですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

その辺の認識もなかったということで、転用の許可を取らずに貸してしまったというような状況です。

21番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他ご意見ございますか。

議長（佐々木政直会長）

なければ番号12について、譲渡人から、会長および県知事宛てに、始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達するということよろしいでしょうか。ご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号1についてお伺いします。許可日から1年以内が一時転用だとすれば、令和9年6月30日まで工期となっているんですけども、資材置き場に使うのは事務所の工期が令和9年6月30日までなんでしょうか。それとも現場事務所として使う工事の工期が令和9年6月30日までなんでしょうか。その一時転用である場合に、許可日が7月以降になるのかあるいは6月には許可になって、通常4月の27日今月の総会ですと多分6月には許可になると思うので、6月30日だと1年超えてしまうような気がするんで、その辺どうなっているか教えていただきたいのですが。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

基盤整備事業になります。工期の方なんですけども、転作の絡みがありまして、工期がずれ込んでおり延長されている状況です。こちらの方は現場事務所として使用なさるといことで、設置としましては6月から設置して翌年の6月で撤去というような形で考えております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

そうするとやっぱり1年超えると思うんですけど、通常でしたら1年以内で一旦許可を出してその後また更新の許可を出すのが今までの例だと思うんですけども、基盤整備については、特例か何かがあって認められるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（伊藤主幹兼係長）

3年以内の一時的な転用であることで、不許可の例外規定に該当しているという取り扱いとなっております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

番号1に関してその他質疑ございますか。なければその他の質疑を賜りたいと思います。質疑ございますか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号11についてお伺いします。資材搬入のために98㎡が該当しているんですけども、工事が終わってしまうと、ここはもう使われないんですけども、パネル設置した者やその他にも出入りすると思うんですが、そのときの通路って確保されているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

進入通路があります。太陽光パネル設置する箇所の北側，そちらの方から進入することが可能となっております。それに対して，その敷地の同意書もいただいているような状況です。

議長（佐々木政直会長）

7番委員，よろしいでしょうか。

7番（佐々木ひろ子委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

番号14についてお伺いします。報告によると，アスファルトで舗装されて既に使っているというような状況で，調査員から無断転用だというようなお話で

あったわけでございます。経緯を説明していただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

譲渡人の父が、本件農地を昭和 60 年頃に農地法に係る転用許可を得ないまま、宅地への通路として使用したようです。その地目が畑であることの認識が乏しかったのではないのかとそういうことで、農地転用許可申請を怠ったものだという状況です。

議長（佐々木政直会長）

10 番委員，よろしいでしょうか。

10 番（菅原清一委員）

了解いたしました。譲渡人の父がアスファルトで舗装して、そのまま門道として使われたということであれば、今回は譲渡人から顛末書をいただくということによろしいのかなというふうに思います。

議長（佐々木政直会長）

番号 14 に関連してその他質疑ございますか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

番号 14 に関連したんですけども、譲受人の方が市外の方なんですけども、実際にはここで何をやってるのかのご説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

こちらの方につきましては、農地付きの住宅を購入して、今回、市外からこちらに定住されるというふうに伺っております。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員，よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他番号 14 に関連して質疑ございますか。質疑がないようですので、番号

14について、譲渡人から会長および県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達するというようなご意見でございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号2についてお伺いします。こちらも以前、農振除外で出てきたと思うんですけど、居宅用専用通路の居宅ってどちらの居宅なのでしょう。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

居宅用通路から北側の方に進みますと左手の方に山林っていうんですかね、木が生い茂ってるところがあるんですけども、そちらの方に居宅を建設するということでの居宅用通路となります。

2番（小野寺正晃委員）

居宅専用通路って言ってるんですが、居宅と山林になってるところなんで、さっき営農上影響もないって言いますが、他にも通路みたいなのがあったってことですかね。全く関係ないんですけど、隣に何か通路っぽいのが前にあった気がするんですけど、かぶってたりとかしてないんでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

居宅用通路の左側に土が見えるところにつきましては、隣の家通路となっております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号4についてお伺いします。建築条件付き住宅って書いてありますが、こちら過去に私と地元の24番委員さんと一緒に利用状況調査をしてる場所なんですけど、こちら結構荒れてはいたんですけど、こちらの建築条件っていうのはどういうことでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

こちらの建築条件付き分譲住宅なんですけれども、まずは分譲した区画の方に建物を建設しまして、もしそちらの建物が全部建てられない場合は、譲受人が責任をもって建物を建てるという分譲条件となっております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

ありがとうございます。私もこの辺を結構通るんですけど、建築される条件で道路の幅が確かあったと思うんですけど、ここは結構狭いんですけどそういったところはどうかでしょう。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

建築基準法42条第2項に該当しているような状況でもあるんですが、ただ4mの道路幅に幅員があってるかというようなことにつきましては、その建築基準法42条の条文の通りになってるかどうかは測量してみないと分からないということと、もし42条第2項の状況であれば、その中心線から2m離れるような形で、その分譲地を今回転用かける業者さんの方にですね、いずれ市の方から指導なりそういった注意があるかと思われます。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第3号番号1から11と、番号13、15、16の14カ件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第3号番号12については、譲渡人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。次に番号14については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。さらに、関連する議案第1号、番号12の1カ件について了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号1から11と、番号13、15、16の14カ件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第3号番号12については、譲渡人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。次に番号14については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。さらに、関連する議案第1号、番号12の1カ件について許可と決定いたします。

次に議案第4号「農用地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号1から103までの103カ件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（伊藤主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第4号番号5の1カ件については、 番委員が関係する案件でございます。この1カ件を先に審議してよろしいかお諮りいたしますご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号5の1か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員の退席願います。

[■番 ■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第4号番号5この1か件について質疑を賜ります。質疑ございませんか。
[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第4号番号5の1か件について了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号5の1か件について、承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を許可します。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

続いて、議案第4号番号38と番号56から66までの12か件については、2番委員が関係する案件でございます。この12か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号38と番号56から66までの12か件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入出着席いたします。■番退席願います。

[■番 ■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第4号番号38と番号56から66までの12か件について質疑を賜ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第4号番号38と番号56から66までの12か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号38と番号56から66までの12か件について承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、議案第4号番号39と40の2か件については、■番委員が関係する案件でございます。この2か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号39と40の2か件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により■番委員該当議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

〔■番 ■■■■■委員 退室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第4号番号39と40の2か件について質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号39と40の2か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号39と40の2件について承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第4号番号1から4までと、番号6から37、41から55、67から103までの88件について質疑を賜ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第4号番号1から4、6から37、41から55、67から103までの88件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第4号番号1から4までと、6から37、41から55、67から103までの88件について承認し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。

次に議案第5号「非農地証明願について」番号1の1件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（伊藤主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

それでは非農地の非農地証明について、現地調査報告を行います。番号1を20番委員お願いいたします。

20番（中森昭悦委員）

番号1を報告いたします。申請地の状況につきましては、山林化しております。非農地証明発行の基準としましては、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上特に支障がないと認められる土地であります。なお平成10年に撮影した航空写真がございました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第 5 号番号 1 の 1 案件について質疑を賜ります。質疑ございませんか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

番号 1 についてお伺いします。山林化しているというご説明だったんですけども、実際には何の木が植えられたのか、ご説明をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（伊藤主幹兼係長）

私ども現地の方に赴きまして確認したところ、杉の木ですね、これが植えられてたかどうかはこちらの方も何か確かな根拠というものはありませんが、杉の木が生えておりました。あと竹ですね、竹林というような状況になっておりました。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員，よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

ありがとうございました。

議長（佐々木政直会長）

その他質疑ございませんか。質疑がないようですので、番号 1 の 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 1 の 1 案件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで審議事項を終了いたします。

続いて、次第の 9〔協議事項〕に入ります。初めに農政の報告 1「令和 7 年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。13 番委員。

13 番（高橋英理子委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま担当委員より説明がございましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。なければ農政の報告1「令和7年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

次に、農政の協議（1）「令和8年度、最適化活動の目標の設定等について」農政委員長より説明願います。24番委員。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま農政委員長より説明がありました。何かご質問等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、協議の（1）「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案の通り決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（1）「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は原案の通り決定いたします。

次に企画の協議1「令和8年度一日女性農業委員会の開催について」企画広報委員長より説明願います。21番委員。

21番（中鉢守企画広報委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま企画広報委員長より説明がございましたが、何かご質問等はございませんか。なければ企画の協議1「令和8年度一日女性農業委員会の開催について」は原案の通り決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは企画の協議1「令和8年度一日女性農業委員会の開催について」は原案の通り決定いたします。

次に協議事項3)「大崎市農業委員会事業の報告」(1)「令和7年度大崎市農業委員会事業報告について」, 農業委員会の所掌事務について報告を行います, 報告1号から第5号までの5か件を一括して報告したいと思いますが, これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 (佐々木政直会長)

異議なしと認めます。よって, 5か件を一括して報告いたします。初めに, 報告第1号「農業委員会運営活動について」, 熊谷会長職務代理者より報告願います。

25番 (熊谷安正会長職務代理者)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

次に, 報告第2号「定例総会(農地関係)所掌事項の処理状況について」佐々木農地委員長より報告願います。

11番 (佐々木正彦農地委員長)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

次に, 報告第3号「農地流動化促進について」佐々木農地委員長より報告願います。

11番 (佐々木正彦農地委員長)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

次に, 報告第4号「定例総会(農政・企画広報関係)所掌事項の処理状況について」定例総会(農政関係)は中條農政委員長より, また, 定例総会(企画広報関係)は, 中鉢企画広報委員長より報告願います。

24番 (中條泰洋農政委員長)

[資料により説明]

21番 (中鉢守企画広報委員長)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

次に、報告第5号「農業者年金事業について」中條農政委員長より報告願います。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま報告1号から第5号まで、それぞれ報告いたしましたが、ご質問ありませんか。質問がないようですので、以上をもって、報告（1）令和7年度大崎市農業委員会事業報告について」を終わります。

次に、協議（1）「令和8年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」役員より説明いたします。

議長（佐々木政直会長）

第1基本方針、第2事業計画の1. 農業委員会の運営を、熊谷職務代理者お願いいたします。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

第2事業計画の2. 農地対策を、佐々木農地委員長お願いいたします。

11番（佐々木正彦農地委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

第2事業計画の3. 農政・農業振興事業を、中條農政委員長に報告願います。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、「令和8年度大崎市農業委員会事業計画案について」役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。それでは、協議（1）令和8年度大崎市農業委員会事業計画（案）について」原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、協議（１）令和８年度大崎市農業委員会事業計画（案）については、原案通り決定いたします。

ここで事務局より業務予定をお願いいたします。事務局。

事務局（三浦事務局次長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に、事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（伊藤主幹兼係長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

その他ございませんか。なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜り厚く御礼を申し上げたいと思います。これで議長の座を下ろさせていただきたいと思えます。本日は大変ご苦勞さまです。誠にありがとうございました。

事務局（星充浩事務局長補佐）

以上をもちまして、令和８年度第１回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後４時閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 27 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 大

委 員 中 森 昭 悦